

電気の供給に関する約款以外の供給条件

(電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置)

2023年1月1日実施

積水化学工業株式会社

1 適用

(1)この供給条件は、当社が定める次の約款にもとづき低圧または高圧で電気の供給を受けるお客様に適用いたします。

①電気の供給および発電設備等からの電気の受給に関する約款

②電力需要における電気の供給に関する約款 [低圧電力、高圧電力、特別高圧電力]

(以下、①と②の約款を総称し「本約款」といいます。)

(2)この供給条件は、2023年2月検針分の電気料金の算定期間から2023年10月検針分の電気料金の算定期間に適用します。

2 料金の特別措置

(1)「スマートハイムプラン A」、「スマートハイムプラン B」、「スマートハイムプラン C」の各料金メニュー、低圧電力、または高圧電力で電気の供給を受けるお客様には、本約款「別表1 燃料費調整」によって計算される燃料費調整単価から、次の単価を差し引いた額を燃料費調整単価として適用します。

燃料費調整単価の差引額 (供給電力量1キロワット時につき)

	低圧で電気の供給を受けるお客様	高圧で電気の供給を受けるお客様
2023年2月分から2023年9月分の電気料金の算定期間	7円0銭	3円50銭
2023年10月分の電気料金の算定期間	3円50銭	1円80銭

(2)「スマートハイムオール電化プラン」または「スマートハイムオール電化 Gプラン」の各料金メニューで電気の供給を受けるお客様には、電気料金メニュー定義書に記載の電力量料金の単価から、次の単価を差し引いた額を電力量料金の単価として適用します。

電力量料金単価の差引額 (供給電力量1キロワット時につき)

	低圧で電気の供給を受けるお客様
2023年2月分から2023年9月分の電気料金の算定期間	7円0銭
2023年10月分の電気料金の算定期間	3円50銭

附則

1 実施期日

本供給条件は、2023年1月1日から実施します。